

**可燃性蒸気等の検知器による測定結果を用いた危険物施設における
非危険場所の評価業務について
(業務開始のお知らせ)**

業 務 部

1 はじめに

危険物施設における危険物の取扱いは、消防法令等の技術基準に従って行うことが義務付けられています。

また、危険物の取扱い基準では、危険物施設において使用する電気機械器具等については、可燃性蒸気等の滞留するおそれのある場所（以下「危険区域」という。）において防爆構造を有するもの以外は使用してはならないとされています。

昨今、各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展し、危険物施設においても安全性、効率性を求める新技術の導入により予防保全を行うなど、スマート保安の実現が期待されています。

総務省消防庁では、スマート保安化を推進させるための検討を進めており、令和7年3月に「令和6年度 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会報告書」（以下「報告書」という。）を公表し、「製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」（令和7年6月30日付け消防危第140号。以下「140号通知」という。）を発出しました。

2 業務開始の背景

140号通知では、屋外の製造所及び一般取扱所のうち、可燃性蒸気等の爆発下限界濃度の25%LEL（LEL：爆発下限界濃度）未満であると認められる場所（以下「非危険場所」という。）について、リスク評価のうえ、一定の安全管理を遵守することにより、非防爆構造の電気機械器具等が使用できるとされました。

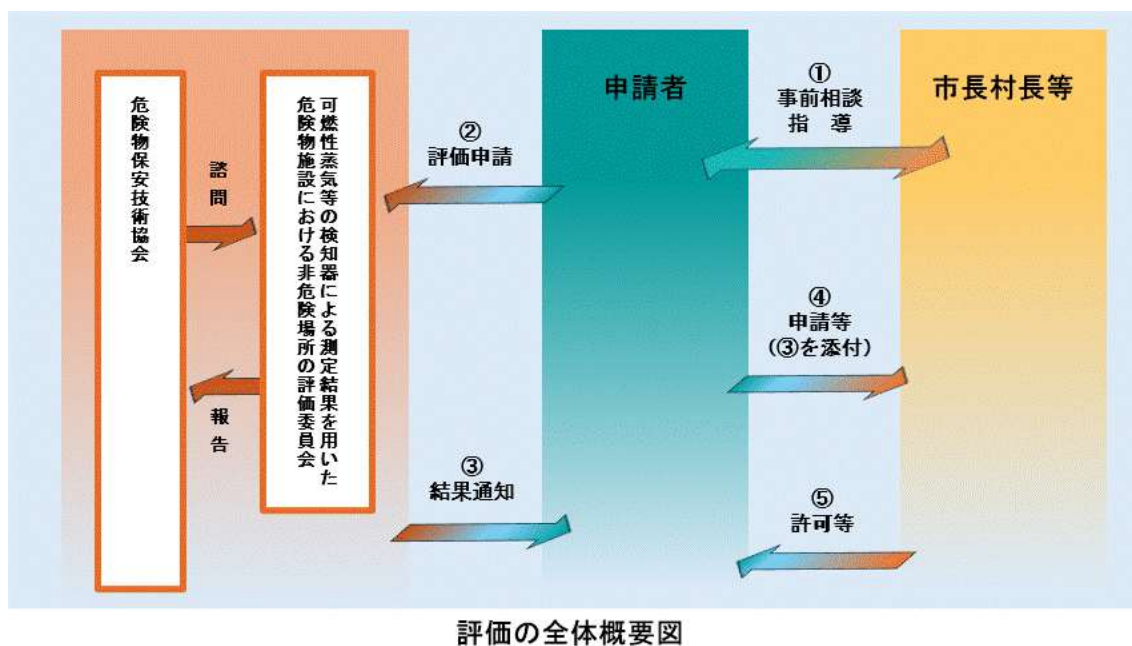
また、この非防爆構造の電気機械器具等の使用について、消防機関がその可否を判断する際には、第三者評価機関による評価結果等を活用することが望ましいとされました。

これらのことから、業務部では令和7年7月に「可燃性蒸気等の検知器による測定結果を用いた危険物施設における非危険場所の評価に関する業務規程」を制定し、評価業務を開始しました。

なお、本評価業務は、予め事業者の皆さまに危険物施設のリスク評価をしていただくとともに、非危険場所の設定及び可燃性蒸気等の検知器による測定場所等の設定、非防爆構造の電気機械器具等を使用するうえで遵守する安全管理の内容等をまとめていただき、その妥当性について3に示した流れで評価を行います。

3 評価の全体概要

非危険場所の設定及び当該非危険場所で非防爆構造の電気機械器具等の使用には、許可権限を有する市町村長等（消防機関等）に申請等の手続きを行う必要があります。（「評価の全体概要図」参照）



本評価を利用される場合は、予め許可等を行う市町村長等（消防機関等）に事前相談を行ってください。当協会で評価を受けることを伝えていただくとともに、許可等を行うために必要となる書類等を確認し、過不足のないように調整することが必要です。

（評価の全体概要図 ①）

評価申請では、事業者の皆さまは予め、2の後段に記載したリスク評価等を実施し、関係書類を当協会へ提出してください。（評価の全体概要図 ②）

提出された関係書類について、その妥当性を「可燃性蒸気等の検知器による測定結果を用いた危険物施設における非危険場所の評価委員会」（以下「評価委員会」という。）で審議・評価します。（評価の全体概要図 左側）

なお、評価委員会では、可燃性蒸気等の検知器による測定場所等について現地調査も行います。

結果通知を受けた後に、事業所の皆さまは市町村長等（消防機関等）に申請等の手続きを行ってください。（評価の全体概要図 ④）

関係書類の作成や評価業務の流れについては、「可燃性蒸気等の検知器による測定結果を用いた危険物施設における非危険場所の評価（申請に係る説明書）」にも詳しく記載していますのでご確認ください。

4 おわりに

危険物施設における非危険場所を適切に設定し、当該危険物施設内の安全レベルを低下させることなく合理的かつ効果的にスマート保安化が広がることで、危険物施設における予期せぬ故障やヒューマンエラーを防ぐ取り組みが一層期待されます。

危険物施設の事業者の皆さま、消防機関でこれらの業務に従事する皆さまは是非、本評価業務の活用をご検討ください。

【お問い合わせ先】

危険物保安技術協会 業務部

本間、高見、水田

TEL：03-3436-2353

e-mail：gyoumu@khk-syoubou.or.jp

＜資料等＞

- 「可燃性蒸気等の検知器による測定結果を用いた危険物施設における非危険場所の評価に関する業務規程」
- 「可燃性蒸気等の検知器による測定結果を用いた危険物施設における非危険場所の評価（申請に係る説明書）」
- 「令和6年度 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会報告書」（危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会 令和7年3月）
- 「製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」（令和7年6月30日付け消防危第140号）